

令和7年度 冬の定期貯金キャンペーン商品概要説明書

1. 貯金種類	大口定期貯金
2. 取扱期間	・ 令和 7 年 11 月 4 日（火）～ 令和 8 年 1 月 30 日（金）
3. 販売対象	個人【個人事業主を含む】
4. 期間	・ 定型方式 1 年 ※預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取り扱いができます。
5. 募集総額	200 億円（※募集総額に達し次第、取扱を終了させていただきます。） 各地区本部の内訳は下記のとおりです。 宮崎中央地区本部 4,874 百万円 綾町地区本部 214 百万円 はまゆう地区本部 1,395 百万円 串間市大東地区本部 174 百万円 都城地区本部 3,000 百万円 こばやし地区本部 1,445 百万円 えびの市地区本部 793 百万円 児湯地区本部 790 百万円 尾鈴地区本部 924 百万円 西都地区本部 1,254 百万円 延岡地区本部 2,368 百万円 日向地区本部 1,841 百万円 高千穂地区本部 928 百万円
6. 預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	・ 店頭、J Aバンクアプリプラス（J Aネットバンク）からの一括預け入れに限ります。 ・ 1,000 万円以上 ・ 1 円単位
7. 払戻方法	・ 満期日以後に一括して払い戻します。
8. 利息 （1）適用金利 （2）利払方法 （3）計算方法 （4）税金 （5）店頭表示 金利	・ 0.40%を初回満期日まで適用致します。 ・ 満期日以後に一括して払い戻します。 ・ 付利単位を 1 円として 1 年を 365 日とする日割計算。 ・ 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の源泉分離課税となります。 ※2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までは、国税に復興特別所得税の 0.315% が加算されます。 ・ 金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口でご確認ください。
9. 手数料	－
10. 付加できる 特約事項	・ 自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.25%を上乗せした利率） ・ マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができません。 ・ 個人のお客さまは通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えて J Aバンク アプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明 細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。

11. 中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 (1) 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合 次のA、BおよびC（Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、もっとも低い利率とします。 A 解約日における普通貯金の利率 B 約定利率－約定利率×30% C 約定利率－$\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当JA所定の利率とします。 (2) 預入日の1か月後の応当日以降に解約する場合 次のAおよびBの算式により計算した利率（Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率とします。 A 約定利率－約定利率×30% B 約定利率－$\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$
12. 抽 選 (1) 懸賞品の抽選日・抽選場所 (2) 懸賞品抽選券 (3) 当選発表 (4) 懸賞品の内容 (5) 中途解約	・令和8年11月にJAみやざき 本店にて行います。 ・預入方法、金額によって抽選権を付与します。抽選券は発行いたしません。 <預入方法> 店頭：1人1口 ATM：1人3口 ネットバンク：1人5口 <金 額> 預入方法によらず、100万円につき1口抽選権を追加 ・商品の発送をもって当選発表に代えさせていただきます。 ・A賞 宮崎牛セット（10,000円相当）・・・100本 B賞 加工品セット（5,000円相当）・・・800本 ・やむを得ず抽選基準日（令和8年10月31日）以前に中途解約される場合は、抽選権はなくなります。
13. 貯金保険制度（公的制度）	・保護対象 当該貯金は、当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
14. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA各支店または本店金融統括部（電話：0985-31-2069）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記JAバンク相談所にお申し出ください。 鹿児島県弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。）
15. その他参考となる事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。